



ホーム > 食品の安全・安心 > 食品表示に関する取組み > 袋詰め米の表示について > 精米及び玄米の表示制度の見直しについて

精米及び玄米の表示制度の見直しについて

玄米・精米を袋詰めして販売する際の表示方法は、食品表示基準で定められています。

令和2年度、令和3年度に食品表示基準が一部改正され、以下の①②のとおり、米袋の表示方法が一部変更されました。

変更点①

(1) 表示事項

表示事項名が「〇〇年月日」から「〇〇時期」に変更になりました。

経過措置期間終了(令和4年3月31日)までに表示の切替えが必要です。

<玄米の場合>調製年月日⇒調製時期

<精米の場合>精米年月日⇒精米時期

(2) 表示内容

従来の年月日表示に加え、年月旬表示も可能になりました。(従来どおり、年月日での表示も可能です。)

上旬:月の 1日～10日まで

中旬:月の11日～20日まで

下旬:月の21日～末日まで

(旧)

精米年月日 令和3年10月1日

(新)

精米時期 令和3年10月上旬

または

精米時期 令和3年10月1日

変更点②

食品表示基準の一部改正により、令和3年7月1日から以下のとおり玄米及び精米に関する表示制度が変わりました。

- 農産物検査法による証明を受けていない場合であっても、表示事項の根拠資料を保管することで、産地・品種・産年の表示ができるようになりました。
- 農産物検査証明による、〇〇ライス確認による等、表示確認方法を任意で表示できるようになりました。
- 生産者名など、消費者の選択に資する適切な情報を一括表示内で表示できるようになりました。

詳しい制度内容について

より詳しい制度内容や表示方法については、以下リンクをご参照ください。

変更点①の詳細:玄米及び精米の年月旬表示の導入について(農林水産省ホームページリンク)

変更点②の詳細:玄米及び精米に係る食品表示制度の改正について(消費者庁ホームページリンク PDF: 1.3MB)

表示方法:食品表示基準Q&A別添 玄米及び精米に関する事項(消費者庁ホームページリンク PDF: 399KB)